

### 第1条 (取扱時間および定休日)

取扱時間：24時間  
定休日：無休

### 第2条 (収納スペースおよび利用料金)

1. 収納スペースは1畳タイプ、1.5畳タイプ、2畳タイプがあります。
2. 利用料金は1F1畳タイプ3,500円(消費税込み)、2F1畳タイプ3,000円(消費税込み)、1.5畳タイプ5,000円、2畳タイプ7,000円(消費税込み)になります。

### 第3条 (保証料)

契約時に1畳タイプで10,000円(消費税込み)・1.5畳/2畳タイプで15,000円の(消費税込み)保証料をいただきます。保証料は契約終了時にお客様に返還いたしますが、契約満了後残存品があった場合はその処分費用に充当いたします。

### 第4条 (損害・盗難保険料)

1. 任意で損害・盗難保険に加入できます。
2. 保険料は1ヶ月700円で契約時に半年一括払いとする。
3. 損害・盗難賠償金は20,000円～100,000円までとし、20,000円未満の損害・盗難については対象外とする。
4. 損害発生後、警察に届け出を行った場合のみ損害・盗難賠償金の支払いを行う。

### 第5条 (特殊事項)

本施設は有限会社Be-ハウス・アクト本社建物内を利用して造られたものであり、会社事業上必要が生じた場合は、お客様との賃貸契約期間内においても、事前にお客様へ通知をすることにより、本契約を期間内に解約することができるものとする。

### 第6条 (禁止事項)

- 本施設の利用に関し、以下の事項を禁止いたします。
1. 収納スペースを物品収納以外の目的で使用すること。
  2. 収納スペースを契約者および使用登録された登録者以外に使用させること。
  3. 次項記載の物品を収納しないこと。
  4. 収納スペース内外に造作を施すまたは改造等により収納スペースの現状を変更すること。
  5. 収納スペース内外での喫煙・火気使用、保安上・衛生上好ましくない行為をすること。
  6. 物品の搬出入時に近隣住民の迷惑となる騒音等を発生させたり、違法な駐車を行うこと。
  7. その他、収納スペースの秩序・風紀を乱し、または管理運営上著しく支障をきたす行為。

### 第7条 (収納できないもの)

1. 危険物・可燃物(多量の揮発性物・爆発物等)、公序良俗に反するもの。
2. 湿気のあるもの・腐敗する恐れがあるもの・不潔物・異臭を放つもの。
3. 動物・植物。
4. 現金・有価証券・宝石・印紙・切手・証書・帳簿・美術品・毛皮・骨董品等の貴重品。
5. 収納スペース内1㎡につき300kgの重量を超えるもの。

### 第8条 (収納スペース内の立ち入り点検)

収納スペースの補修点検あるいは当社が防災上必要と判断した場合、事前にお客様に通知の上お客様または第三者の立会いのもと収納スペース内へ立ち入らせていただきます。尚、緊急時またはお客様とご連絡がつかない場合には立会いなしに収納スペース内へ立ち入ることができるものとする。

### 第9条 (責任管理)

収納物はおお客様の責任でお客様自身が管理するものとします。

### 第10条 (免責事項)

1. 戦争・暴動・労働紛争等に起因する損害賠償責任。
2. 地震・噴火・洪水・津波等の天災に起因する損害賠償責任。
3. 排水または排気に起因する損害賠償責任。
4. 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。
5. 貨幣紙・有価証券・印紙・切手・証書・帳簿・宝石・貴金属・美術品・骨董品等の損害。
6. 受託物の性質による瑕疵、または鼠害・虫害に起因する損害。
7. 給配水管・冷暖房装置・湿度調整装置・消火栓・スプリンクラー・工業用または家事用器具からの蒸気および水の漏出に起因する損害。
8. 屋根・樋・扉・窓・通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害。
9. 受託物が寄託者または貸主に返還後発見された受託物の損壊に起因する損害。
10. 土地および定着物(建物・立木等)や動物・植物等の生物の損害。
11. 受託物の瑕疵・目減り・数量不足・自然消耗・受託物本来の性質による損壊、受託物の性質による蒸れ・カビ・腐敗・変色・サビ・汗濡れ、もしくはその他それらに類似する事由に起因する損害。
12. 受託物に対する修理(点検を含む)または加工等に起因して受託物が損壊したことに起因する損害。

### 第11条 (本施設・収納スペースの施錠および管理)

1. 収納スペースのキー(ルームキー)はお客様で用意・管理するものとします。

### 第12条 (区画の変更)

お客様の希望により当社が必要であると判断した時には、ご契約された収納スペースの区画を変更させていただく場合があります。

### 第13条 (ご契約終了と残存品の取扱い)

1. 契約期間満了時等により契約が満了する場合、お客様は利用終了までに全ての収納品を引き取り収納スペースを原状に回復をしてください。
2. お客様が契約満了までに収納品をお引取りにならなかった場合、またはお客様の所在が不明になり連絡が取れない場合は、契約期間終了後お客様が所有権を放棄したものとみなし、当社は収納品を自由に処分できるものとします。処分費用は保証料で充当し、その場合保証料の返還はいたしません。

### 第15条 (利用規約の変更)

当社は利用規約を必要に応じて予告なしに改定できるものとする。

私は施設利用にあたり、上記利用規約を遵守いたします。 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印